別紙様式第十四を次のように改める。

別紙様式第十四

財務大臣殿
（日本銀行経由）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

証券売買契約状況等報告書

共通項目					
取引種類 1 2	証券発行体の区分 3 4	約定年月日 5 12	報告者コード 13 17	勘定区分 18 19	書類番号 20 23

報告年月日：
報告者：
氏名又は名称
及び代表者の氏名
報告者の区分（該当分に○）
1．銀行　2．その他金融機関　3．一般政府
4．中央銀行　5．その他
住所又は所在地
責任者記名押印又は署名
担当者氏名（電話番号）

本報告の法律上の根拠（該当分に○）：　1．法第５５条の３第５項　2．法第５５条の７

（外貨証券：千米ドル単位、円払証券：百万円単位）

項番 24 25	証券発行体の所在国若しくは地域又は非居住者投資家の所在国若しくは地域 26 28	証券種類（外貨証券）又は証券銘柄（円払証券）	証券種類コード 29 31	証券銘柄コード（円払証券） 32 35	長短区分 36 37	外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分 38 40	売買金額 41 55	原通貨コード 56 58	決済年月 59 64
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

（記入要領）

1　西暦により記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
3　「本報告の法律上の根拠」欄には、本報告の義務を課せられた根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また、両方の根拠規定に該当する場合又は本省令第13条第３項又は第４項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。
4　本報告書は、外貨証券（法第６条第１項第12号に規定する証券をいう。）及び円払証券（法第６条第１項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。）の売買契約（条件付売買契約を除く。）の状況等を記入すること。
　－本省令第21条に基づき報告する者（指定報告機関）は、毎日の契約の状況を記入すること。
　－本省令第14条第１項第８号又は第22条第１項第１号若しくは第２項第１号に基づき報告する（第21条の指定を受けた者を除く）者は、報告しようとする月の契約の状況を取り纏めて記入すること。
　ただし、報告しようとする月中に売買の契約の実績がない場合は報告を要しない。
　－法第55条の３第５項の規定に基づく資本取引の一括報告者は、報告しようとする証券売買の契約の日の属する月毎に別葉として記入すること。
　－複数の決済日を有する契約を結んだ場合は、決済月別に分けて記入すること。
5　第55条の３第５項の規定に基づく資本取引の一括報告として提出する場合において、本省令第５条の規定の適用を受ける資本取引は本報告の対象外であるが、これを除外することが困難な場合にはこれを含めて記入して差し支えない。
6　「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
7　本報告書は、「共通項目（取引種類から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別葉として作成すること（共通項目の書類番号欄は明細項目に記入のある報告書の全葉を通じて０００１番からの連続番号を付すこと）。
8　外貨証券に係る報告については、米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
9　記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ３）

19　平成23年12月28日　水曜日　官　報　（号外第284号）